

(案)

# 製 品 生 産 事 業 請 負 契 約 書

## 1 事業名、請負物件、請負予定数量、請負単価、請負予定金額及び事業場所

| 事業名                               | 請負物件        | 請負予定数量 | 単価<br>(円) | 請負予定金額<br>(円) | 事業場所                             |  |
|-----------------------------------|-------------|--------|-----------|---------------|----------------------------------|--|
| 素材等<br>検知業務<br>請負<br><br>南木曾<br>2 | 最終検知        | (m3)   |           |               | 岐阜県中津川市坂下<br>木曾官材市売協同組合<br>坂下事務所 |  |
|                                   | 人工林検知       | 3,400  |           |               |                                  |  |
|                                   | 人工林小径木本数検知  | 50     |           |               |                                  |  |
|                                   | 層積検知        | 20     |           |               |                                  |  |
|                                   | 計           | 3,470  |           |               |                                  |  |
|                                   | 合計          |        |           |               |                                  |  |
|                                   | 消費税及び地方消費税額 |        |           |               |                                  |  |
| 総計                                |             |        |           |               |                                  |  |

## 2 事業期間

自 令和8年4月1日  
至 令和9年3月31日

## 3 選択条項 別冊約款中選択される条項は次のとおりである。

| 適用削除の区分 | 選択事項                      | 選択条項             |
|---------|---------------------------|------------------|
| ×       | 契約保証金の納付                  | 第4条第1項第1号        |
| ×       | 契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供 | 第4条第1項第2号        |
| ×       | 銀行、甲が確実と認める金融機関等の保証       | 第4条第1項第3号        |
| ×       | 公共工事履行保証証券による保証           | 第4条第1項第4号        |
| ×       | 履行保証保険契約の締結               | 第4条第1項第5号        |
| ×       | 支給材料及び貸与品                 | 第15条             |
| ×       | 前払金                       | 分の 以内<br>第35条第1項 |
| ×       | 中間前払金                     | 第35条第3項          |
| ×       | 部分払                       | 回以内<br>第38条      |
| ×       | 国庫債務負担行為に係る契約の特則          | 第40条             |

(注) 国庫債務負担行為に係る契約にあつては別紙を添付する。

## 4 支給材料及び貸与物件

| 品名 | 品質規格 | 数量 | 引渡予定場所 | 引渡予定月日 |
|----|------|----|--------|--------|
|    |      |    |        |        |
|    |      |    |        |        |

5 特約事項

(1)本契約は単価契約とし、請負代金の確定については、製品生産事業中部森林管理局仕様書第39条を適用する。

(2)約款第18条第6項は適用しない。

(3)製品生産事業中部森林管理局仕様書(別紙)製品生産事業請負実行管理基準第5条(1)(b)は適用しない。

上記の事業について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和 年 月 日に交付した国有林野事業製品生産事業請負契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義にしたがって誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は別紙共同事業体協定書により契約書記載の事業を協同連帯して請け負う。

本契約の証として本書を2通作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住所 長野県木曾郡南木曾町読書3650-2  
分任支出負担行為担当官  
氏名 木曾森林管理署南木曾支署井口 智

請負者 住所  
氏名

特記仕様書  
素材等検知業務請負南木曾2

- 1 本業務は、請負契約書及び製品生産事業中部森林管理局仕様書によるほか、本特記仕様書に基づき実施しなければならない。
- 2 本業務の概要は次のとおりとする。

| 作業名  | 作業内容   | 作業量等  | 作業予定期間                              |
|------|--|---|-------------------------------------|
| 素材検知 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・素材の計測(日本農林規格に基づく素材の長さ延寸5cmを付した長級、径級の測定)</li> <li>・樹種別区分</li> <li>・品等、品質の区分格付け</li> <li>・元玉、中玉の区分</li> <li>・表示(層積検知に当たっては測定箇所の明示も含む)</li> <li>・野帳等への記入</li> <li>・材積計算、集計及び野帳との照合</li> <li>・指定野帳への入力</li> <li>・付帯する業務</li> </ul> | 最終土場<br>木曾官材市売協同組合<br>坂下事務所<br><br>人工林検知 3,400 m <sup>3</sup><br><br>人工林小径<br>木本数検知 50 m <sup>3</sup><br>層積検知 20 m <sup>3</sup> | 自<br>令和8年4月1日<br><br>至<br>令和9年3月31日 |

- 4 貸与図書、資料及び物品は次のとおりとする。
  - ・中部森林管理局 素材検知業務提要
  - ・トラック運材施錠解錠鍵
- 5 次の樹種(パルプ材)については本数検知とし、樹種毎・長級毎の径級は以下によることとする。
  - (1)人工林ヒノキ(径級14cm未満)
  - (2)人工林サワラ(径級14cm未満)
  - (3)人工林スギ(径級14cm未満)
  - (4)人工林カラマツ(径級13cm未満)

| 樹種                | 長級(m) | 径級(cm) |
|-------------------|-------|--------|
| 人工林ヒノキ(径級14cm未満)  | 3.0   | 11     |
| 〃                 | 4.0   | 10     |
| 人工林サワラ(径級14cm未満)  | 3.0   | 11     |
| 〃                 | 4.0   | 10     |
| 人工林スギ(径級14cm未満)   | 3.0   | 10     |
| 〃                 | 4.0   | 10     |
| 人工林カラマツ(径級13cm未満) | 3.0   | 10     |
| 〃                 | 4.0   | 10     |

6 層積による素材検知は次の方法による。

- (1)集積された状態の1極毎の体積をセンチメートルにより実測(長さ、高さ及び幅)して計算する。
- (2)換算係数は、0.504とする(2mパルプ材N)
- (3)実材積の算出は、層積体積に換算係数を乗じて算出する。(単位は小数第4位を四捨五入して小数第3位止めとする。)

7 その他

- (1)製品生産箇所から搬入された素材については、原則3日以内に長径級等の計測及び木口表示(木曽ヒノキ等の品等格付けを要する素材を含む)を実施すること。
- (2)長径級等の計測及び木口表示(木曽ヒノキ等の品等格付けを要する素材を含む)を完了した材については、速やかに極積を行うよう巻立事業者と打合せを実施すること。
- (3)極積された素材については、原則2日以内に指定野帳への記載を実施し、完了後は速やかに野帳を提出すること。
- (4)祝休日等によりやむを得ない場合など、上記によりがたい場合は監督員と協議し、指示を受けること。

素材等検知業務請負南木曾2 位置図

